大阪府電子入札心得（物品関係）

平成１９年３月３０日策定
平成２０年３月１０日改正
平成２０年４月１日改正
平成２１年８月１８日改正
平成２２年４月１日改正
平成２３年１月５日改正
平成２３年４月１日改正
平成２４年１１月１日改正
平成２５年４月１日改正
平成２６年１月１５日改正
平成２７年８月４日改正
平成２８年４月１日改正

（趣　旨）

第１条　この心得は、大阪府が大阪府電子調達システム（以下「システム」という。）を用いて行う物品関係の一般競争入札（入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

※　大阪府電子調達システム（http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatu/）

（法令等の遵守）

第２条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「規則」という。）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

２　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札については、入札参加者は、前項に定めるもののほか、同令及び大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成７年大阪府規則第77号）を遵守しなければならない。

３　入札参加者は、入札に際し、大阪府の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。

４　入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問回答書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

５　入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第３条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）並びに電子署名及び認証業務に関する法律（平成12法律第102号）及び電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省･法務省･経済産業省令第２号）（以下「電子署名法等」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

４　入札参加者は、「大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル」に基づく事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。

（入札の方法等）

第４条　システムを利用できる者は、大阪府の競争入札参加資格認定通知書に記載された者（その者が個人の場合は本人をいい、その者が法人の場合は当該法人の代表者をいう。）、又は当該代表者から入札参加資格確認申請、入札・見積権限について委任を受けた者（以下「システム利用者」という。）とする。

２　前項に規定するシステム利用者は、電子署名法等に基づく電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、大阪府にICカード登録をしておかなければならない。

（入札参加資格等）

第５条　入札参加者は、自治令第167条の６第１項の規定による公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類をシステム及び郵送により大阪府に提出しなければならない。

２　大阪府は、入札参加資格の一部について、システムによる自動審査を行い、その結果に基づき、入札参加資格の有無を記載した参加資格確認通知書を入札参加者にシステムにより交付する。

３　大阪府は、開札後、落札候補者の入札参加資格のうち、前項に規定する自動審査を行った項目にあっては事後確認を、それ以外の項目にあっては事後審査（以下「事後審査等」という。）を行う。

４　次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

⑴　第１項に規定する公告に定める入札参加資格を有しない者

⑵　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者以外の者。ただし、特定調達契約又は開札日において有効な入札書を提出した中小

企業の数が、当該入札の対象品目が別表に掲げる大阪府中小企業官公需特定品目（以下「特定品目」という。）にあっては３者未満、特定品目以外の品目にあっては５者未満である場合は、この限りでない。

⑶　公告の日から入札日までの間に入札参加資格を取り消されている者

⑷　前各号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

（入札保証金等）

第６条　入札保証金は、規則第61条の規定に該当する場合は、免除する。

２　落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の108に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の100分の２に相当する金額を大阪府に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

⑴　大阪府入札参加停止要綱別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

⑵　大阪府入札参加停止要綱別表６（安全管理措置）⑵イの規定により入札参加停止１ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

⑶　代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

（入札書等の提出）

第７条　第５条第２項に規定する自動審査の結果、入札参加資格が「有」とされた入札参加者は、定められた期間内にシステムにより入札書を提出しなければならない。

２　入札書に記載する金額（以下「入札金額」という。）については、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）とすること。

（入札の辞退）

第８条　入札参加者は、入札を辞退するときは、入札書を提出するまでに、入札辞退届をシステムにより提出するものとする。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

２　入札締切り予定時間を過ぎても入札書がシステムに到達していない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

３　入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではない。

（入札書の書換等の禁止）

第９条　入札参加者は、システムにより提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札方式の変更及び入札の取り止め等）

第10条　大阪府がやむを得ない事由により入札の続行が困難と認めた場合は、従来の紙を用いた入札（以下「紙入札」という。）に変更することがある。この場合においては、この心得は適用せず、大阪府一般競争入札心得（物品関係）に基づき入札を行うこととする。

２　入札参加者が第２条又は第３条の規定に抵触する疑いがあるときなど、大阪府が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

３　前項の規定により大阪府が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

４　入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

（開　札）

第11条　開札は、指定した日時に行い、落札決定までの経過をシステムにより公表するものとする。ただし、公正入札調査を行う場合等、必要があると認める場合は、公開しないことがある。

（入札の無効）

第12条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

⑴　第５条第４項各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札

⑵　所定の日時、場所に提出しない者のした入札

⑶　入札に関する権限を委任されていない代理人のした入札

⑷　システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目や記述を入力した事項を含む入札

⑸　入札参加者の電子計算機等の異常等により開札時において文字、数字等が判読できない入札

⑹　システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札

⑺　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑻　技術審査資料を提出しない者、仕様書に適合しない技術審査資料を提出した者又は技術審査資料に不足等があるときに、指定した期日までに追加資料を提出しない者がした入札

⑼　本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた入札

⑽　談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札

(11)　同一の入札について、２以上の入札をした者の入札
(12)　同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
(13)　同一の入札について、２者以上の代理人である者のした入札
(14)　システムの不正利用及びＩＣカードの不正使用により行った入札
(15)　前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

（入札額の錯誤）

第12条の２　入札参加者は、開札日の前日（土日祝日を除く）の午後４時までに、入札参加者が行った当該入札が明らかに錯誤である場合は、直ちにその旨を申し出ることができる。

２　前項の申出を行った者は、直ちに当該入札が錯誤であることについて、弁明書を提出しなければならない。

３　大阪府は、前項の規定により弁明書の提出を受けたときは、内容について事情聴取し当該入札を無効とすることができる。

４　前項の規定により、当該入札を無効とした者が、最低価格で入札をした者である場合、予定価格の制限の範囲内であり、かつ当該無効とした者に次ぐ価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、他に落札候補者とすべき者がないときは、再度の入札を行い、又は入札を取り止める。

（失　格）

第13条　開札から落札決定までの期間において、次の各号のいずれかに該当した者は、失格とする。

(1)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
(2)　大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
(3)　大阪府の契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

（落札者の決定）

第14条　有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、その者について事後審査等を行い、その結果、資格があると確認された者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。ただし、落札候補者が２者以上あるときは、その落札候補者が入札と同時に提出したくじ入力番号に従い、電子くじシステムにより事後審査等の順位を決定し、その順位に従って事後審査等を行い、最初に資格があると確認された者を落札者とする。

（再度の入札）

第15条　開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、システムにより再度入札を行う旨及び再度の入札の入札書提出期間を公表する。この場合において、再度の入札は１回とする。

２　前項の規定により再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

⑴　第12条第１号から第14号までの規定により無効とされた入札をした者

⑵　第12条第15号の規定より無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不適当と認められるもの

（契約保証金等）

第16条　落札者は、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保と大阪府が認めた有価証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第68条の規定を適用し、契約保証金を免除する。

⑴　大阪府を被保険者とした履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上の額とする。）を保険会社と締結し、その保険証書を大阪府に寄託した場合

⑵　国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合（落札者の申請による。）

（契約書の提出）

第17条　契約書を作成する場合においては、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内に大阪府に提出しなければならない。ただし、大阪府の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

２　落札者は、大阪府暴力団排除条例第11条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を前項の期間までに提出するものとする。

３　落札者が前々項に定める期間内に契約書及び前項の誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

（異議の申立）

第18条　入札参加者は、入札後、この心得、入札説明書、契約条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

（苦情処理）

第19条　入札参加者は、特定調達契約に係る一般競争入札については、入札の手続について、大阪府政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。

（その他）

第20条　入札に際しては、すべて大阪府の指示に従うこと。

附　則

平成２６年１月１５日以降に公告する入札案件で、平成２６年３月３１日までに契約の履行を完了するものについては、なお従前の例による。

【別表】 中小企業官公需特定品目

区分	品目名
1. 織物	綿・スフ織物(タオル織物を含む。)　絹・人絹織物　毛織物 麻織物　メリヤス生地等
2. 外衣・下着類	制服(警察職員、消防職員、自衛隊員の制服等)　雨衣 労働用・事務用及び衛生用(看護着、医務服、白衣、割ぽう着、ｴﾌﾟﾛﾝ等)の作業外衣 スポーツ用外衣(スキー服、スケート服、登山服、競馬服、野球服等) オーバーコート　スプリングコート　ジャンパー　ズボン ドレス　スーツ　ジャケット　スカート セーター　ワイシャツ　ブラウス　スポーツシャツ シャツ　ズボン下等(メリヤス製品を含む。)
3. その他の繊維製品	1. 2以外のものであって以下に例示する繊維製品(メリヤス製品を含む。) じゅうたん　ネクタイ　スカーフ　マフラー ハンカチーフ　寝具　テント　シート 日よけ　ほろ等の帆布　シーツ　テーブル掛 手ぬぐい　ナプキン　どん帳　引幕 のぼり　ひも類　ガーゼ・ほう帯等の繊維製衛生材料 柔道着・剣道着等の和装製品　主として繊維製の帽子 繊維製袋　たび　くつ下　手袋 網　魚網　網地等 マスク類　腕章
4. 家具	木製・金属製の家具(机、テーブル、いす、ロッカー、キャビネット等) マットレス　組スプリング　ブラインド　鏡縁 カーテンロッド等のカーテン部品　額縁　黒板 教壇　金庫等
5. 印刷	機械(とっ版・平版・おう版等)印刷物及び謄写印刷物 罫紙及び事務用記録帳簿等(官公庁の名称等の入った特注品は印刷とみなす。)
6. 機械すき和紙	トイレットペーパー　ティッシュペーパー ちり紙　京花紙　生理用紙　タオル用紙 書道用紙　障子紙等
7. 潤滑油	潤滑油(グリースを含む。)
8. 事務用品	(1)筆記用具 鉛筆　ボールペン　サインペン　シャープペンシル マジックインキ　吸取紙　ペン皿　墨 墨汁　消しゴム　下敷　机上用マット 万年筆　付ペン(ペン先、ペン軸等)　毛筆 インキ　フェルトペン　白墨　インクスタンド 文鎮　すずり　絵画用品等 (2)事務用品 ナンバーリング　チェックライター　数取器　ホッチキス ダイモテープライター　穿孔機　パンチ 統計表示器　新聞架　計算尺　スケール ソロバン　印章　印肉　スタンプ 謄写版及び謄写用器具　製図用具　定規 鉛筆削り器　のり　テープ等接着用具 クリップ・ピン　画びょう　ファイル等 名札　名札ホルダー　写真現像用消耗品 (3)事務用記録帳簿(印刷に入れるものは除く。) 便箋　封筒　原稿用紙　レポート用紙 記録カード　カード　ノート類　バインダーリーフ 用紙　集計用紙　決算用紙　伝票 通帳　統計表類　領収書　金銭出納帳 帳簿　給料袋　日誌　日報等

区分	品目名
9. 台所・食卓用品	(1)調理用具 ほう丁　ボール　洗いおけ　水切り ざる　しゃくし類　しゃもじ　皮むき器 手持ちかん切り　おろし器　計量スプーン　計量カップ等 (2)料理用具 かま　なべ　湯沸し(鉄びんを含む。) フライパン　玉子焼き器　コッフェル類　飯ごう等 (3)飲食器 さら類　わん類　グラス・コップ類　はち類 ボール類　酒器類等 (4)食卓器具 ピッチャ類　ポット類　盆類　きゅうす類 茶卓　調味料入れ　ぜん　せん抜き ようじ入れ　飯びつ等 (5)食料貯蔵器具 米びつ　茶筒類　ポット　水筒 弁当箱　ジャー等 (6)ナイフ、フォーク、スプーン、はし類及び同附属品等 ナイフ・フォーク・スプーン類　れんげ　はし はし箱　はし立て　食事用紙製品(紙コップ・さら等) 飲料用ストロー等 (注1)本品目は、金属製(鉄製、ステンレス製、ほうろう鉄器製、アルミニウム製等)、ガラス製、陶磁器製、合成樹脂製、木竹製、紙製等材質の如何を問わない。また、和風、洋風等形状の如何を問わない。 (注2)なお、台所・食卓で使用されるものであっても、「民生用電子電気機械器具」(電気がま・ジャー・ポット・ホットプレート・トースター等のちゅう房用電熱用品、電気冷蔵庫等)、ガス・石油による熱調理器具(ガスレンジ等)、調理機械、「家具」(食器戸だな、調理台、ガス台、サービスワゴン等)、「繊維製品」(テーブル掛け、ナプキン等)、台所用ハンガー類、バケツ類、清掃器具、合成洗剤等は、本品目には含まれない。
10. 再生プラスチック製製品	(1)くい、さく、支柱類 標識くい　境界くい　測量くい　柵くい 線路表示くい　工事用支柱　さく等 (2)板、まくら木類 土止板　フェンス　配管用まくら木等 (3)公園施設類 ベンチ　街路樹支柱　公園のさく・くい　遊ぎ具類等 (4)土木建築用資材 U字溝　溝ぶた　土管代用品　住宅用資材等
11. 皮革・ゴム製品	ベルト及び帯革　靴類　鞄類
12. 道路標識	道路標識類
13. 車両	自転車